

平成 27 年度特定健診朝倉市指定医療機関

4 月 15 日号でお知らせした特定健診の指定医療機関をお知らせします。

特定健診は、医療機関で定期的に治療や検査を受けている方も対象となります。主治医にご相談のうえ、ぜひ積極的に受けていただき、治療等にも活用してください。

■受診期間…6 月～平成 28 年 2 月末まで（医療機関に事前予約が必要です）

■自己負担金…1000 円
（平成 27 年度中に 41・46・51 歳になる人は、無料）

■持参品…特定健康診査受診券、国民健康保険証

※特定健診は集団健診でも実施していますが、年度内に 1 回の受診となっています。ご注意ください。

甘木地域		
所在地	医療機関名	電話番号
甘木	朝倉健生病院	22-5511
甘木	甘木中央病院	22-5550
甘木	小川内科・胃腸科医院	22-2130
甘木	窪山医院	22-2014
甘木	田中内科医院	22-3715
甘木	富田内科医院	24-0330
甘木	福嶋外科小児科医院	22-2565
甘木	やすなが内科胃腸科医院	22-2050
持丸	星野医院	21-0132
上秋月	上野医院	25-0213
千手	杉山診療所	25-0010
頓田	甘木第一クリニック	24-5151
一木	実藤医院	22-5555
来春	朝倉医師会病院	23-0077
柿原	久保山脳神経外科医院	24-1711
堤	西内科医院	22-0188
堤	まつぎクリニック	22-1066
堤	坂田医院	22-2768
堤	古賀循環器内科クリニック	21-0011
下浦	香月病院	22-6121
馬田	武井医院	22-2300
三奈木	くまもと内科医院	22-3101
三奈木	福嶋医院	22-3116
屋永	きたの小児科医院	23-1177
小田	安岡医院	22-2912

朝倉地域		
所在地	医療機関名	電話番号
宮野	宮野診療所	52-3011

杷木地域		
所在地	医療機関名	電話番号
杷木池田	重松医院	62-0721
杷木池田	田辺医院	62-0061
杷木池田	森山内科	62-0111
杷木池田	和田外科医院	62-0676
杷木志波	山鹿医院	62-0501

市外			
所在地		医療機関名	電話番号
筑前町	久光	稲永病院	22-0288
	野町	くさば内科クリニック	21-3703
	山隈	太刀洗病院	22-2561
	山隈	宮田クリニック	22-3331
	依井	やまもと消化器内科	22-1711
	篠隈	田口医院	42-2043
	東小田	なかしま小児科内科医院	42-2171
	東小田	中村クリニック	42-1801
	東小田	火野坂医院	42-2016
	二	藤井整形外科内科医院	092-926-1417
	朝日	あさひクリニック	092-919-0808
東峰村	小石原	東峰村立診療所	74-2201

※朝倉診療所の誕生月検診は通年実施しています。

平成 27 年度の国民健康保険税

◆税率を改定します

平成 27 年 2 月 1 日号の広報紙でお知らせしたとおり、平成 27 年度国民健康保険税の税率を次のとおり改定します。

●平成 27 年度 国民健康保険税の税率

	課税の基礎	医療分	後期高齢者支援分	介護分(40～64 歳)
所得割①	前年中の所得－33 万円	8.50 ㍴	2.90 ㍴	2.00 ㍴
均等割②	被保険者一人あたり	26,000 円	8,000 円	10,000 円
平等割③	一世帯あたり	25,000 円	9,000 円	15,000 円

※年税額は①②③の合計額です。 ※下線部分が改定

◆医療分・後期高齢者支援分・介護分の課税限度額が改定

平成 27 年 4 月 1 日から、課税限度額が次のように改定されました。

平成 27 年度から	医療分（限度額 52 万円）	後期高齢者支援分（限度額 17 万円）	介護分（限度額 16 万円）
------------	----------------	---------------------	----------------

◆所得が一定額以下の世帯への保険税軽減が拡充

世帯主と被保険者の前年の所得の合計額が一定以下の世帯に対して、国民健康保険税の均等割と平等割が軽減されています。平成 27 年 4 月 1 日から、国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の 5 割軽減および 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が引上げられました。

平成 27 年度から

軽減割合	世帯の軽減判定所得
7 割	33 万円 以下
5 割	33 万円 +26 万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下
2 割	33 万円 +47 万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下

※下線部分が変更

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療保険の被保険者になった人で、以後世帯主が変わることなく継続しその世帯にいる人のことをいいます。

◆旧被扶養者減免制度

後期高齢者医療制度加入時に社会保険等の被用者保険に加入していた人の被扶養者だった 65 歳以上の人（旧被扶養者といいます）が国民健康保険に加入した場合、申請すれば次のとおり税額が減免されます（以前申請した人は、更新手続き不要）。

①所得割は非課税

②均等割は半額

③旧被扶養者のみの世帯については平等割も半額

◆年金からの特別徴収（天引き）

65～74 歳の人のみが国民健康保険に加入している世帯は、世帯主の年金から、国民健康保険税が特別徴収（天引き）されます。年金からの特別徴収の対象となるかどうかについては、納税通知書で確認してください。なお、次の①と②の条件を満たす人は、口座振替に変更し特別徴収を停止することも可能です。

①国民健康保険税を完納している人

②今後、国民健康保険税を口座振替で納める人

◆納期

平成 27 年度の納税通知書は 7 月上旬に送付します。納期は、7 月から平成 28 年 3 月の毎月納付で年 9 回です。納期限はいずれも月末（12 月は 25 日）です。ただし、納期限日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日が納期限となります。

平成 27 年度の特別徴収の納期は、年金支給月（偶数月）の計 6 回です。

◎仮徴収…4 月・6 月・8 月 ◎本徴収…10 月・12 月・2 月

◆所得の申告を忘れずに

国民健康保険税は、前年中（平成 26 年 1 月～12 月）の所得で計算されます。所得がない場合でも、申告をしないと適正な税額計算ができないだけでなく、軽減などの適用が受けられない場合があります。申告がない人には、6 月中旬に「市民税・県民税・国民健康保険税申告書」を送付しますので、申告を忘れないようにしてください。

▶▶ 6月1日（月）からいよいよ受付開始 ◀◀

あさ暮らし住宅リフォーム補助金

「市内に所有する住宅に居住している人」または「居住予定の人」が市内施工業者により10万円以上のリフォーム工事を行う場合に、その費用の一部を補助します。

（50万円以上の住宅リフォーム工事と同時に行う太陽光パネルの設置工事についても限度額内で一部補助の対象となります）

●補助額は？

対象工事費の10％で限度額を10万円

（3世代世帯や市外からの転入世帯には補助率、限度額の上乗せあり）

●受付は？

6月1日（月）、9時～（相談は受付開始日以前でも可）

当日受付は市役所別館第2会議室

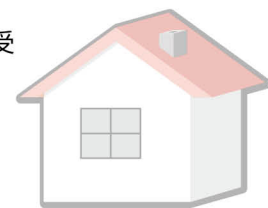
翌日以降は市役所都市計画課まちづくり係

●受付予定人数は？

予算額（1000万円）が無くなり次第受付を終了します。

※詳しくは市ホームページへ。

問 市都市計画課（内線61-239、271）



第1回みんなの人権セミナー

人権・同和対策課

「高齢者の人権」

■講演：まちで、みんなで認知症の人をつつむ く共感と協働のまちづくりく

■講師：永江孝美さん（高齢者総合ケアセンター サンフレンズ 施設生活支援局 局長）

■日時：5月28日（木）、19時30分～

■場所：朝倉地域生涯学習センター2階 会議室1

問 市人権・同和対策課（内線62-455）

高齢者の相談窓口 地域包括支援センター

介護サービス課

在宅高齢者に関して困りごとがありましたら、まずはご相談ください。地域包括支援センターまたは在宅介護支援センターの職員がお話を承ります。

■朝倉市地域包括支援センター

・朝倉市役所2階（菩提寺412-2）、☎22-1116（直通）

・担当地域：朝倉市内全域
■ラパス（☎23-2679）

・担当地域：上秋月、秋月、安川、甘木、馬田

■きらく荘（☎21-1837）

・担当地域：立石、福田、蟻城、金川、三奈木、高木、美奈宜の杜

■いしずえ荘（☎52-9030）

・担当地域：朝倉地域
■朝倉市社会福祉協議会 杷木支所（☎63-3543）

・担当地域：杷木地域

観覧自由！

「ご家族や女性など、操法を見るのが初めての人も大歓迎！ わかりやすく解説します。」

6月7日は 朝倉市消防操法大会

消防防災課

消防団による朝倉市消防操法大会を6月7日に開催します。

消防操法とは、火災現場における迅速・正確な送水、放水を行うための要領で、大会は各分団の日ごろの訓練の成果である技術を披露し、競技する場です。

市民の皆さん、「消防男子（男子）」の勇姿をぜひ観覧ください。

■日時：6月7日（日）、8時～15時（予定）



■場所：比良松中学校グラウンド
問 市消防防災課（内線61-119）

朝倉市市民憲章等策定委員会委員を募集します

行政情報課

市では合併10周年を迎えるにあたり、市民の皆さんに親しまれ、心よりどころとなるような「市民憲章」、「市の花・木」を策定したいと考えています。

策定した「市民憲章」および「市の花・木」については、10周年記念式典に合わせて公表する予定です。委員をつぎのとおり募集します。ふるって応募ください。

■募集人員

2人

■応募資格

①市内に在住する18歳以上の（平成27年4月1日現在）

②市の他の審議会等の委員でない人

③毎月1～2回程度、平日（夜間を含む）に開催する会議に出席できる人

■任期

6月～平成28年3月まで

■応募締切

6月1日（月）必着

■応募方法

指定の応募用紙に必要事項を記入し提出。提出方法は持参、郵送、電

子メール、FAXのいずれか。

応募用紙は市総合案内（市役所本庁1階）で配布。市ホームページからも入手可。

■提出先

朝倉市行政情報課情報発信・ICT推進係（〒838-8601、朝倉市菩提寺412-2）FAX22-1118、電子メール kouhou@city.asakura.lg.jp

※提出書類は返却しません

■選考方法

書類選考（結果は後日、郵送で本人へ通知）

■委員報酬

市の規定による委員報酬を支払います

問 市行政情報課（内線61-310、316）

5月27日（水）は 緊急地震速報訓練

消防防災課

5月27日（水）、10時15分ごろ、全国瞬時警報システム（J・ALERT）による緊急地震速報訓練が実施されます。

当日は、震度5弱の地震を想定して、同報系防災行政無線と、それに接続している有線放送で緊急地震速報の放送が行われます。訓練なので、お間違いないようお願いいたします。

また、この機会をぜひご利用いただきたいと思います。

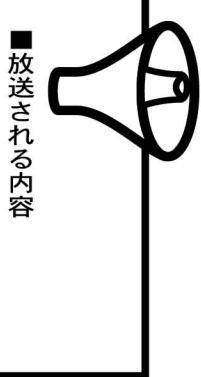
■J・ALERTとは？

地震・津波、武力攻撃などの緊急時に、国から市区町村へ、人工衛星などを経由して瞬時に情報を伝達するシステムです。

■緊急地震速報とは？

地震発生後、大きな揺れが到達する前に、テレビ・ラジオ・携帯電話・防災行政無線等を通じて気象庁から提供される警報のことです。

■日時：5月27日（水）、10時15分



■放送される内容

「正しいチャイム」

「こちらは、ほうさいあさくらです。ただ今から訓練放送を行います。」

（緊急地震速報チャイム音）

「緊急地震速報。大地震（おおじしん）です。大地震です。これは訓練放送です。」（3回繰り返し）

「こちらは、ほうさいあさくらです。これで訓練放送を終わります。」

（正しいチャイム）

